

○只見町介護老人保健施設職員の勤務時間に関する規程

平成15年3月28日訓令第6号

只見町介護老人保健施設職員の勤務時間に関する規程

(勤務時間)

第1条 只見町介護老人保健施設職員（以下「職員」という。）の勤務時間及び休憩時間については、只見町職員服務規程（昭和44年只見町規程第5号）第4条第4項の規定に基づき次のとおりとする。

(1) 勤務時間 午前9時から午後6時までとする。

(2) 休憩時間 午後1時から午後2時まで

(休憩時間)

第2条 職員の勤務時間中の休憩時間は、勤務時間4時間につき15分間とし、施設の長が定める時間とする。

第3条 特別な事情により前2条の規定によりがたい場合の勤務時間については、施設の長が町長の承認を受けて別に定めることができる。

附 則

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。